

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大川ソーイング合同会社
- (2) 代表者職氏名：代表社員 新井 知恵子
- (3) 所在地：埼玉県行田市佐間一丁目 12 番 6 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

- 令和 3 年 2 月 19 日認定「認2004059330」「認2004059331」
同年 6 月 11 日認定「認2104005480」「認2104005481」「認2104005482」
同年 8 月 25 日認定「認2104014122」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：カネギ東海フーズ株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 松村 和彦
 - (3) 所在地：静岡県焼津市石脇下 170 番地の 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 4 年 9 月 22 日認定「認2206012241」「認2206012242」
令和 5 年 10 月 10 日認定「認2306027121」「認2306027122」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：串浦 成治
- (2) 代表者氏名：串浦 成治
- (3) 所在地：大阪府和泉市箕形町五丁目 12 番 16-10 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年8月16日認定「認2108007281」

同年10月14日認定「認2108011699」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和7年5月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させていたと認められること、及び技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第2号及び第6号）に規定する認定の取消し事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：合同会社GOLDEN CHITOSE広島本社
 - (2) 代表者職氏名：代表社員 森 久義
 - (3) 所在地：広島県福山市駅家町大字万能倉 1318 番地 8

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和4年8月8日認定「認2209002959」「認2209002960」「認2209002961」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年5月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ジーエス縫製株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 洲脇 康宏
- (3) 所在地：岡山県総社市井手 1162 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 平成30年 5 月 11 日認定 「認 1709010052」 「認 1709010053」
平成31年 4 月 9 日認定 「認 1809028115」 「認 1809028116」
令和 2 年 4 月 14 日認定 「認 2009000022」
同年 7 月 30 日認定 「認 2009003404」
令和 4 年 3 月 3 日認定 「認 2109011957」 「認 2109011958」 「認 2109011959」
同年 5 月 20 日認定 「認 2209000156」
同年 7 月 26 日認定 「認 2209002604」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社SHUKEN
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 木村 周太郎
 - (3) 所在地：広島県広島市南区東雲二丁目 2 番 39-104 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）
 - 令和3年1月26日認定「認2009016225」「認2009016226」
 - 同年11月8日認定「認2109005945」
 - 令和4年7月5日認定「認2209000775」
 - 令和5年5月9日認定「認2309000085」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年5月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ファーストK
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 芥川 薫
 - (3) 所在地：神奈川県座間市入谷東三丁目 29 番 18 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）

令和 3 年 10 月 29 日 認定「認 2104013187」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社MASATO
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 長井 敏宗
- (3) 所在地：長野県駒ヶ根市下平 800 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

- 令和2年8月24日認定「認2005002699」「認2005002700」「認2005002701」
令和3年1月20日認定「認2005005324」「認2005005325」「認2005005326」
令和5年5月16日認定「認2205008219」「認2205008220」「認2205008221」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年5月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：松田スチール有限会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 太田 勝也
 - (3) 所在地：愛知県豊橋市石巻本町字向野 88 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和3年7月29日認定「認2106008468」「認2106008469」「認2106008470」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和7年5月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社山路技建
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 山路 英司
 - (3) 所在地：香川県丸亀市綾歌町富熊 516 番地 10

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
 - 令和4年12月13日認定「認2210002515」
 - 令和5年1月11日認定「認2210003676」
 - 同年9月25日認定「認2310002501」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年5月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：山藤総業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 畠山 喜裕
 - (3) 所在地：宮城県岩沼市下野郷字東長沼 4 番地の 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 4 年 2 月 18 日認定「認 2102006296」「認 2102006297」「認 2102006298」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。